

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第14号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可を要しない港湾施設)</p> <p>第7条の2 高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第1駐車場、第2駐車場、<u>第3駐車場及びキャッスルpromナード駐車場</u>（以下「第1駐車場等」という。）については、条例第8条第2項の規定による許可は、要しないものとする。</p> <p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第1駐車場、第2駐車場又は<u>キャッスルpromナード駐車場</u>に駐車することができる自動車は、道路交通法第3条に規定する普通自動車で、車体の大きさが長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.3メートル以下のものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(使用の許可を要しない港湾施設)</p> <p>第7条の2 高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第1駐車場、第2駐車場及び<u>第3駐車場</u>（以下「第1駐車場等」という。）については、条例第8条第2項の規定による許可は、要しないものとする。</p> <p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第1駐車場又は<u>第2駐車場</u>に駐車することができる自動車は、道路交通法第3条に規定する普通自動車で、車体の大きさが長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.3メートル以下のものとする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成25年7月20日から施行する。